

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応について

静岡県薬剤師会 新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県薬が開催する会議・研修等について

(1) 感染防止対策について

- ①マスクの着用…主催者側の出席者は主催者（会長、担当副会長等）の判断、参加者は個人の判断とする。（着用の推奨は行わない）
ただし、実技などを伴う研修等により参加者同士が触れ合う場合や向き合って会話をする場合などは、主催者の判断により着用を推奨する。
- ②換気…会場のレイアウトや当日の気象状況等に応じて適宜実施する。（有効性を考慮し、できる範囲で実施する。エアコンの活用）
- ③入場時の検温…全参加者に対する検温は不要とするが、検温機器は用意し体調不良を訴える者などに必要に応じて対応できるようにする。
- ④入場時の手指消毒…入り口に消毒液を設置し、入場者の判断で各自実施することとし強要はしない。（会場担当者の配置不要）
- ⑤マイク、机、座席等の消毒…原則不要とし、必要に応じて主催者の判断で実施する。
- ⑥アクリル板などの設置…原則不要とし、必要に応じて主催者の判断で設置する。
- ⑦濃厚接触者への対応…濃厚接触者の特定を行わなくなることから、座席指定や氏名の特定は不要とする。

(2) 参加者の会場収容率について

- ・原則として会場の収容定員の100%とする。ただし、外部の会場で制限がある場合はそれに従う。
- ・参加者が、実技実習や討議を行う場合などは参加者間の距離を確保するなど、会場内の配置に配慮する。（三密の回避）

2 事務局職員の対応

- ・マスクの着用、手指消毒、アクリル板の設置などは各自の判断とし推奨はしない。

3 その他

- ・静岡県薬剤師会「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、令和5年5月8日をもって解散する。